

京都府市町村職員共済組合公報

第235号

令和4年4月1日

京都市上京区西洞院通下立売上ル
西大路町149番地の1
京都府市町村職員共済組合

公告第816号

京都府市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定により公告する。

令和4年4月1日

京都府市町村職員共済組合
理事長 河井規子

京都府市町村職員共済組合定款の一部変更について

第1条 京都府市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第40条の2中「施行令第46条の2」を「施行令第46条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第2条 京都府市町村職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第42条中「令和3年度」を「令和4年度」に、「2,160円」を「2,180円」に改める。

附 則

この変更は、令和4年4月1日から施行する。ただし、変更後の第40条の2の規定は、同年1月1日から適用する。